

みうらホームケアネットの利用に係る参加機関確認事項

1 利用責任者

利用責任者は参加機関の管理者とする。

2 患者の利用同意書

患者の同意書は、「みうらホームケアネット」（以下、「ネットワーク」という。）を初めて利用する際、三浦市立病院又は、ネットワーク参加機関で受領し、同意書の原本は、参加機関で保管するとともに、同意書の写しを患者に交付する。

3 時系列ビューの利用

(1) 時系列ビューの利用は、ネットワーク参加機関が在宅療養において、患者情報の共有が必要と認めた場合に開始する。

(2) 時系列ビューの利用開始に伴うキーコードの発行は、三浦市立病院が行う。

(3) 時系列ビューは、キーコードを患者から提示を受けた参加機関が閲覧（利用）できる。

(4) ネットワーク参加機関は三浦市立病院にキーコードの照会をし、キーコードの通知を受け、時系列ビューを閲覧（利用）することができる。

（新規発行依頼時には患者からの同意書を受領していることを前提とする）

(5) ネットワーク参加機関における閲覧（利用）は、各参加機関管理者の厳正な管理のもと、関係者のみの利用を原則とする。

4 キーコード通知書を持参しない場合の対応について

(1) キーコード通知書を持参しない場合

必要に応じて、キーコード通知書等が発行されているかを三浦市立病院へ確認する。

ア 発行されていない場合

新たに同意書を受領し、キーコード発行を三浦市立病院に依頼することとする。

イ 発行されている場合

三浦市立病院に照会し、キーコード通知書の提供を受ける。

また、次回受診時に患者本人に通知書等を持参するよう促し、本人が持参した書類を再度確認する。

(3) キーコード通知書を紛失した場合

通知書等を紛失したときには、ネットワーク参加機関にて通知書を再発行のうえ、患者本人へ渡すこととする。その際、本人確認（家族確認）を実施すること。（通知書の再発行には該当患者の時系列ビューが閲覧（利用）可能である必要がある。）

(4) 三浦市立病院へのキーコード照会方法

(8時30分～17時15分 ※土曜日、日曜日及び休日を除く。)

- ア ネットワーク参加機関からシステムを使用して照会
ネットワーク参加機関から、氏名、生年月日等の情報を記載し、「送受信」機能を使って、三浦市立病院に照会する。
- イ (緊急を要する場合) ネットワーク参加機関から三浦市立病院に連絡
ネットワーク参加機関から三浦市立病院に照会した旨を電話連絡する。
- ウ 三浦市立病院からシステムを使用して回答
三浦市立病院からネットワーク参加機関あてに「送受信」機能を使って回答する。

◆「キーコード発行、通知」に関する問い合わせ先

三浦市立病院 事務局医事課

〒238-0222 三浦市岬陽町4番33号

TEL: 046-882-2111 FAX: 046-881-7527

附 則

この確認事項は、平成28年11月1日から施行する。